

JA横浜の
特別金利

投資信託 セット型 定期貯金

取扱
期間 令和4年4月1日(金) ▶ 令和5年3月31日(金)

投資信託

(ファンドラップサービス含む)

+

定期貯金

セットのご契約で

店頭表示
金利

+0.25%

期間1年
(自動継続式)

(税引後:年0.199%)

新規
ご契約の
個人の方

20万円以上1,000万円以内

※投資信託(ファンドラップサービス含む)をご購入いただいた金額が上限となります。

詳しくは窓口までお問い合わせください。

JA横浜
<https://ja-yokohama.or.jp/>



 JA横浜
Yokohama

横浜農業協同組合
登録金融機関
関東財務局長(登金)第595号

みんなが
WAPPY!
やるJA
横浜!

商品概要

商品名と概要	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託セット型定期貯金<単利型> ・投資信託(ファンドラップサービス含む)のご購入と同時に申し込まれた場合に、店頭表示利率に年0.25%の上乗せ利率を加えた利率でお預りします。 ・「スーパー定期貯金<単利型>」で組入れます。
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の方で、対象の投資信託を新たに20万円以上ご購入いただいた方(ご購入金額には申込手数料を含みます) ・個人の方で、対象のファンドラップサービスを新たにご購入いただいた方
対象の投資信託およびファンドラップサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・JAバンクセレクトファンド(つみたてNISA専用ファンドを除く) ・JAバンク資産運用サービス(ファンドラップサービス)(以下、本サービスという) <p>※対象商品の詳細は、投信担当者より説明させていただきます。</p>
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年 ・自動継続(元金継続または元利金継続)での取扱いとなります。
預入方法	<p>(1) 預入方法 ・一括預入</p> <p>(2) 預入金額 ・20万円以上1,000万円以内で対象取引をご購入いただいた金額が上限となります。なお、既に投資信託セット型定期貯金(以下、本定期貯金という)をご利用の方は、上記に加えて、以下の計算式に基づき預入上限金額を算出します。</p> <p>《計算式》 (新規対象取引購入額+既存対象取引簿価残高) - 本定期貯金ご利用残高</p> <p>(3) 預入単位 ・1円単位</p>
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻します。
利息	<p>(1) 適用金利 ・預入時の「スーパー定期貯金<単利型>」の店頭表示利率に年0.25%を上乗せした利率を初回満期日まで適用します。</p> <p>・自動継続後の適用金利は、原則として自動継続時の「スーパー定期貯金<単利型>」の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。</p> <p>(2) 利払方法 ・満期日以後に一括して支払います。</p> <p>(3) 計算方法 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</p> <p>(4) 税金 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。</p> <p>※令和19年12月31日までの適用となります。</p> <p>(5) 金利情報の入手方法 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。</p>

手数料

付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 6か月未満 解約日における普通貯金利率 (2) 6か月以上1年未満 約定利率×50%
貯金保険制度(公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、総合リスク管理部(電話:0120-62-9311)または口座開設店舗にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総合リスク管理部またはJAバンク相談所にお申し出ください。神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話:045-211-7716)</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・本商品は、「自動継続スーパー定期貯金規定<単利型>」を適用します。

投資信託に関してご留意いただきたい事項

●投資信託は預貯金とは異なり、元本の保証はありません。●投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。●JAバンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。●JAバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。●投資信託の運用による利益及び損失は、投資信託の購入者に帰属します。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日しか換金できないものがあります。●投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等はファンド・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。(購入時)購入時手数料がかかるファンドがあります。(運用期間中)運用管理費用(信託報酬・管理報酬等)が日々信託財産から差し引かれます。(換金時)信託財産留保額がかかるファンドがあります。また、外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。●お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

ファンドラップサービスのお取引にあたってのリスク等

(リスクに関する事項)●本サービスは、投資一任契約により投資一任業者がお客さまに代わって運用を行いますが、これらの運用成果はすべてお客さまに帰属します。●本サービスにおける運用は、株式・公社債・不動産投資信託等の有価証券等(いずれも外貨建てのものを含みます。)を最終投資先とする投資信託にて行います。●投資信託の価額は、株式相場・金利水準・為替相場・不動産相場・商品相場等の変動、実質的に投資している有価証券等の発行体の倒産や財務状況または信用状況の悪化等の影響に伴い変動します。したがって、運用成果によっては損失を被り、投資元本を割込むおそれがあります。●投資信託の主なりリスクには、「価格変動リスク」「金利変動リスク」「信用リスク」「為替変動リスク」「流動性リスク」「カントリー・リスク」等があります。●本サービスでは、減額(一部解約)等の契約変更および契約の終了(解約)に際して、お申し込みを受理することができない期間または条件等の制約が設けられています。そのため、お申し込みいただけるようになるまでに投資信託の価額が下落することがあります。(留意事項)本サービスにかかる投資一任契約の締結にあたっては、あらかじめ「投資一任契約の契約締結前交付書面(JAバンク資産運用サービス)」「JAバンク資産運用サービス 投資一任約款」「JAバンク資産運用サービス(愛称:まかせぞう) サービス内容説明書」をお渡しますので、内容をよくご確認、ご理解いただき、お客さまご自身でご判断ください。本サービスにかかる投資一任契約の締結に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。また、元本保証なく、預金保険・貯金保険・投資者保護基金の対象ではございません。当資料は信頼できると判断された情報等をもとに作成しておりますが、正確性、完全性を保証するものではありません。当資料の内容は作成日時時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。(本サービスにかかる費用)本サービスには、投資顧問料として、運用資産時価評価額に対して最大1.43%(年率・税込)がかかります。また、投資対象とする投資信託について、各投資信託の約款の定めにしたがい、運用管理費用(信託報酬)や信託事務の諸費用(監査費用を含む)など、間接的にお客さまにご負担する費用が発生します。運用管理費用は、各投資信託の純資産総額に対して上限0.22%(年率・税込)となります。信託事務の諸費用(監査費用を含む)は、「国内株式インデックス・オープン(ラップ向け)」、「国内債券インデックス・オープン(ラップ向け)」、「国内リートインデックス・オープン(ラップ向け)」、「ヘッジ付先進国株式インデックス・オープン(ラップ向け)」、「先進国債券インデックス・オープン<為替ヘッジあり>(ラップ向け)」、「先進国リートインデックス・オープン<為替ヘッジあり>(ラップ向け)」については各投資信託の純資産総額に対して上限0.11%(年率・税込)、その他の投資信託については運用状況等により変動するため、事前に具体的な料率、金額を示すことができません。別途、各投資信託が投資対象とする有価証券にかかる売買委託手数料や外国での保管費用等の費用が発生しますが、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に具体的な料率、金額を示すことができません。詳細は各投資信託の目論見書等でご確認ください。

詳しくは窓口までお問い合わせください。